

平成 26 年 2 月 21 日

## 消費税引き上げに伴う手数料等の改定について

一般財団法人北海道建築指導センター

当センターでは、平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が 8%に引き上げられることに伴い、業務手数料等（確認検査手数料を除く）を改定いたします。

別紙にて、改定料金をお知らせしておりますのでご確認ください。

今後とも、当センターの各種業務をご利用いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 改定する手数料等

- [1](#) 適合検査(フラット 35)申請手数料
- [2](#) 住宅性能評価申請手数料
- [3](#) 長期優良住宅技術審査手数料
- [4](#) 低炭素建築物技術的審査手数料
- [5](#) 耐震改修計画評定審査手数料
- [6](#) 建築物調査料
- [7](#) 住宅省エネラベル評価業務料
- [8](#) 住宅性能証明書発行審査手数料
- [9](#) くっちゃん型住宅建設促進補助金対象住宅審査手数料
- [10](#) おびひろ住宅づくり奨励金対象住宅証明業務審査手数料
- [11](#) 北方型住宅登録・保管料（別紙で注意事項をお知らせしています）
- [12](#) 昇降機定期報告業務定期検査手数料（業務手数料）  
（別紙で注意事項をお知らせしています）
- 13 北海道発注建築設計図書複写料金（別紙なし）

※ いずれも、消費税引き上げ相当分を改定いたします。

※ 適用年月日 平成 26 年 4 月 1 日受付分から。ただし、昇降機定期検査手数料については、平成 26 年度分定期報告から変更後の価格となります。

※ 上記番号をクリックしますと、改定料金表がご覧になれます。